

こんなとき、国民年金の届け出を忘れずに！

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入することが義務づけられています。加入期間は月単位に計算され、年金を受けるときに重要な役割を果たします。届け出を忘れて、未納期間をつくらぬようご注意ください。種別が変更になるなど、以下のような場合は届け出が必要になります。



■ 自営業・学生など（第1号被保険者）

こんなとき	どうする	届け出先	変更後の被保険者の種別
会社員・公務員になった	厚生年金・共済年金への加入手続きをする	勤務先	第2号被保険者
会社員・公務員と結婚し、扶養されるようになった	第3号被保険者への種別変更の手続きをする	配偶者の勤務先	第3号被保険者

■ 会社員・公務員（第2号被保険者）

こんなとき	どうする	届け出先	変更後の被保険者の種別
退職した	国民年金への加入手続きをする（被扶養配偶者も同様）	市町村	第1号被保険者
会社員・公務員と結婚し、扶養されるようになった	第3号被保険者への種別変更の手続きをする	配偶者の勤務先	第3号被保険者

■ 会社員・公務員に扶養されている配偶者（第3号被保険者）

こんなとき	どうする	届け出先	変更後の被保険者の種別
年収が130万円以上になった	第1号被保険者への種別変更手続きをする	市町村	第1号被保険者
配偶者が退職して自営業など（第1号被保険者）になった	第1号被保険者への種別変更手続きをする	市町村	第1号被保険者
会社員・公務員になった	第2号被保険者への種別変更手続きをする	勤務先	第2号被保険者

■ 20歳になったとき

こんなとき	どうする	届け出先	変更後の被保険者の種別
自営業・学生など	国民年金の加入手続きをする	市町村	第1号被保険者
会社員・公務員	（すでに第2号被保険者の場合は手続きは不要です）		第2号被保険者
会社員・公務員と結婚して扶養されている	第3号被保険者となる手続きをする	配偶者の勤務先	第3号被保険者

問合せ先 帯広年金事務所（帯広市西1条南1丁目） ☎ 0155 (25) 8113
 役場住民課戸籍年金係 ☎ (574) 2213

住民登録は正しく行われていますか？

住民票（住民基本台帳）には、氏名、生年月日、性別、住所などが記録され、選挙権の行使、就学、国民健康保険や国民年金の給付など、様々な行政サービスの基礎となっています。

住所や世帯に変更があったときは、必ず住民異動届を提出してください。

届出の際には、本人確認書類（運転免許証、パスポートなど）の提示をお願いします。

個人番号カード・住民基本台帳カードをお持ちの方で住民異動届（転入、転出、転居）の手続きをされる場合は、必ず同カードをご持参ください。

届出の種類	届出期間	届出人	届出に必要なもの
転入届 ※豊頃町に引っ越してきたとき	転入した日から14日以内	本人または世帯主	○転出証明書または個人番号カード・住民基本台帳カード（前住所地の市区町村であらかじめ転出手続きをしてください） ○届出人の印鑑 ○本人確認書類 ○個人番号通知カード
転出届 ※ほかの市区町村に引っ越すとき	あらかじめ（転出後14日以内を含む）		○届出人の印鑑 ○本人確認書類 ○印鑑登録済証明書（印鑑登録している方） ○個人番号カード（お持ちの方） ○個人番号通知カード ○住民基本台帳カード（お持ちの方） ○国民健康保険証、後期高齢者保険証、介護保険証（加入者） ○身体障害者手帳、重度・ひとり親および乳幼児医療費受給者証（該当者）
転居届 ※豊頃町内で引っ越したとき	転居した日から14日以内		○届出人の印鑑 ○本人確認書類 ○国民健康保険証（加入者）
世帯変更届 ※世帯主が変わったとき	変更のあった日から14日以内		○届出人の印鑑 ○本人確認書類 ○国民健康保険証（加入者）

DV（ドメスティックバイオレンス）およびストーカー行為等の被害者の方は申出によって住民基本台帳・附票の交付・閲覧を制限できます。

1 支援措置の内容

DVを受け家を出た被害者の新住所を加害者が把握できないようにするため、また、ストーカー被害者の新住所を加害者が探索できないようにするため、被害者の住民票・戸籍の附票の交付・閲覧を制限することができます。

- 加害者からの閲覧・交付請求を不当な請求として拒否します。
- 成りすまし防止のため、被害者（＝支援対象者）からの交付請求にも、その都度、本人確認をより厳格に行います。
- 郵便請求や代理人、使者からの請求には原則応じられません。

2 支援措置を受けるには

- DVおよびストーカー行為等の被害者であり、警察等の機関に相談され支援の必要性があると判断された方が対象になります。
- 被害者から町へ支援措置を求める旨の申出をし、町は支援措置の必要性について警察等の機関に意見を聴き確認します。
- 支援措置の期間は、申出の日から1年間です。（延長可能です。）

～詳しくは、役場住民課戸籍年金係にお問い合わせください～

問合せ先 役場住民課戸籍年金係 ☎ (574) 2213